

- 1 会議名 市民参加条例検討特別委員会（第4回）
2 日時 平成27年8月25日（火）
開会 午後2時20分
閉会 午後3時32分
3 場所 第2委員会室
4 出席議員 15名
5 欠席議員 なし
6 説明員 協働推進課長小松 浩、同主幹竹井鉄次、同主事須藤 隆
7 事務局出席者 議会事務局長尾関友康、同主査田島勝己
8 委員長あいさつ
9 報告事項

協働推進課からの報告

協働推進課長が報告した。

8月23日のシンポジウムには92名の参加があり、関係者以外では72名の参加がありました。参加者72名のうち54名にアンケートをいただきました。8月1日からのパブリックコメントについて、現在18件のコメントをいただいております。

10 協議事項

黒川 武委員長 第19条から協議を行う。

第19条について

塚本秋雄委員 6カ月について、条文に6月との記述には違和感を感じる。

条例上における記述なのか。

黒川 武委員長 条例の書き方では1カ月でも1月と記述するものである。

梅村 均委員 提案や連署する人の年齢に制限することはなかったのか。連署において子どもの場合は意思があればよいのだが、意図的に集めることができてしまうと思ったが、委員会で議論はされたのか。

協働推進課主事 10名のハードルが適切かの議論の中で家族の署名がどうかと議論がされました。市民活動団体などに登録されている場合は、知り合いが多く署名が集めやすく、一人の場合は署名が集めにくいといったことなどの議論がされました。団体を通して出す場合、個人として意見を言いたい、政策提案を出す場合はある程度の人数として10人程度の賛同を得て出していきたいという意見があり、素案では10人以上の連署とさせていただきます。年齢として、子どもはどうか議論がされましたが年齢を規定するよりは、提案する市民の判断にお任せするということで

結論が出たかと思います。

堀 巖委員 10 人について、家族単位で未成年者を含めた 10 人でよいのか、市民の定義として団体も定義されているが、カウント上 10 人の設定に疑問がある。年齢や団体について謳うべきでないか。

協働推進課主事 パブリックコメントでも同様に、市民の定義には団体も含まれるので、条文の表現としてはどうかと既に指摘されておりますので、事務局として検討していかなければならないと捉えております。

大野慎治委員 市民の定義は、自治基本条例上の定義であるが、市外から高校に通う生徒でもよいのか。

協働推進課主事 そのとおりです。

大野慎治委員 岩倉駅を利用して市外から通学している 10 人も該当することか。

協働推進課主事 そういうことです。

鈴木麻住委員 第 19 条第 1 項で市民が政策提案できると書いてあり、第 2 項は執行機関が政策提案を求めるときと書いてある。第 3 項にその手続と書いてある。政策提案は執行機関が求めて市民から提案されることなのか、執行機関がいつでも自由に提案できるのか。

協働推進課主幹 第 1 項は市民の自発的なもの、第 2 項は執行機関側から求める場合、第 3 項でもって執行機関が内容を考えた状況を考慮するものであります。

鈴木麻住委員 第 1 項で 10 名以上の連署とあるがハードルが低いことで、団体署名がすぐ集まり多くの政策提案がされることも考えられるが、そういうことも想定されるのか。

協働推進課主幹 そのとおりです。

大野慎治委員 さまざまな市民の声がある。市民の声で政策提言がされ連絡先や氏名が記載された場合、回答しているのでないか。

黒川 武委員長 市民の声の形で提案する制度がある。その関連で政策提案制度というのはどのように考えるのか。10 人だとハードルが高く見える。団体で出されることを想定するとハードルが低い。見方によってはどのようなか。

鈴木麻住委員 区からの要望について、政策提案に関する場合、区長名で出されると思うが、10 名の署名はすぐに集まる。どのように捉えるのか。

関戸郁文委員 政策提案の定義とは、一体何なのか。

鈴木麻住委員 第 1 項と第 2 項とは異なるものと答弁された。

関戸郁文委員 定義しないのか。

協働推進課主事 用語の定義は、第 2 条で明記しております。政策提案制度は第 2 条第 9 号で政策提案の言葉の説明をしています。具体化したものは第 19 条の条文になります。

堀 巖委員 政策提案と市民の声との関連について聞きたい。

協働推進課主事 市民の声、私の提案の制度が要綱に基づき運営されています。10 名以上の提案について、第 19 条第 3 項の手続をもって実現のために執行機関を挙げて検討していくことをしっかりと規定させていただいているのが政策提案手続でないかと思います。提案を審査する組織を庁内で設置することが必要になることを含めて、6 カ月を超えないごとに経過を含めて結果が出るまでお知らせすることを規定していることが大きな違いであります。

大野慎治委員 市民の声も市民参加でないのかとここにはないと思ったが……。

協働推進課長 この条例が制定される段階で市民の声と政策提案の整理が必要だと考えております。市民の声は、一人でも市民が考えている意見として手続として素晴らしいものであり、今のままやっていく形になると思います。市民参加条例における政策提案の手続は、どういった検討や方向性、考えを 6 カ月以内に一度提案していただいた代表者に通知する行政の対応と立場を回答していく形の手続であります。一定整理をしたいと考えます。

堀 巖委員 個人的な意見であるが、市民の声、私の提案制度も担当課で考え、最高決定機関である庁議で最終決断して回答している。10 人で出したときの重みを言えば、重い軽いのではなく、10 人だから重く個人だから軽いと言われるのはどうか。個人の提案制度をまとめて、統合するなど考えてはどうかと思うので参考にしてほしい。

榊谷規子委員 第 3 項に提案の公表と記載されているが、公表はどのように行うのか。市民の声の公表はどうしているのか。

協働推進課主幹 市民の声は提出者に返答し、個人情報に該当する部分を除いてホームページ等で公表しています。

黒川 武委員長 先ほどの答弁は、第 9 条第 2 項第 4 号に記載されていることでないのか。

榊谷規子委員 確認したいが、市民の声も本人へ返答するのか。

協働推進課主幹 返答しています。

木村冬樹委員 第 9 条第 2 項第 4 号で公表を謳っているから第 19 条第 3 項の条文はおかしくないのではないか。

協働推進課主幹 確認します。

黒川 武委員長 第 19 条での公表に関することについて、当局で検討する際

の参考にしてほしい。

堀 巖委員 先ほどの答弁を聞いて思ったが、ホームページは、デジタル媒体のことであり、アナログとの両方で公表すると答えるべきでないか。

協働推進課長 現状ではどちらも実施しています。

第20条について

木村冬樹委員 第2項の言葉の順番について話題になった。素案どおりとするのか。

協働推進課主事 条文として報告したものは、合意形成で意見が出たらよかったのですが、基本的に会議の後に示された条文が多く、条例上程案の参考にさせていただきます。

黒川 武委員長 第1項の解説を読むと規定している趣旨がわかるが、政策ごとで市民委員を登録するのか。市政に関心がある人は分野を限らず市民委員登録制度にのっとりその中から無作為で抽出するのか。解説を読むと政策を行う際にアンケートを行う。依頼文やはがきを同封して市民委員として登録に希望する人が名乗りを上げて登録してその中から無作為に抽出する。ある政策についての市民委員の登録なのか。

協働推進課主事 内容を検討します。想定としては、その都度登録するのではなく、市として市民登録者リストを作成します。登録時に、あらかじめ興味のある分野を聞き、興味のない審議会に呼ぶことのないように工夫したいと思います。

黒川 武委員長 登録した人の関心がある分野をあらかじめ聞いて、分野ごとに登録した委員をリスト化し、そのことに関する審議会等が必要であれば、関心のある登録された市民委員から抽出するイメージでないのか。

協働推進課主事 そのとおりです。

堀 巖委員 アンケートに頼るのではなく、市民登録制度として能動的な手法を受け付けてはどうか。

協働推進課主幹 議論がされなかった可能性がありますので、検討させていただきます。

協働推進課主事 公募と別に市民委員を選出しますので、テーマに興味のある人は公募によって応募することも可能でありますので、登録者制度は無作為抽出に留める考え方もあります。いろいろな考え方もありますので、決めていかなければならないと思います。広く意見を抽出するための仕組みでありますので、積極的に意見を出す人だけでない意見を取り入れるために市民委員登録制度があるという考え方であり、深く考えたいと思います。

宮川 隆委員 一般公募に関して興味のある人に手を挙げていただく、市民公募も本人の意思により登録するのでないか。アンケートでデータベースとして持つことでないか。その項目に興味のある市民といえば同じ位置づけの気がする。その点のすみ分けはどのように考えているか。

堀 巖委員 裁判員制度のようにサイレントマジョリティを言うならば住民基本台帳から無作為抽出すべきでないか。

協働推進課主事 参考にさせていただきます。

梶谷規子委員 条文の中に具体的なものを盛り込むべきでないのか。これまでにいろいろな市内のイベントにかかわった積極的な人に参加していただくことはどうか。

協働推進課主事 アンケート調査の対象者は、無作為抽出されたものであることを付け加えさせていただきます。

第 21 条について

黒川 武委員長 自治基本条例第 12 条に住民投票に必要な事項を別の条例で定めるとしている。住民の定義について、素案に見受けられないようだが検討委員会で議論されたのか。

協働推進課主事 住民の定義について議論されましたが、最終的に定義をしていません。第 2 条第 2 号に投票資格者を定義しています。第 22 条に住民投票の要件を付けています。住民という定義をするのではなく、住民投票の資格を有するのかの規定を定義しました。

堀 巖委員 第 2 項第 3 号の解説には、市民と解説に定義されているが。市民と住民の使い分けは、自治基本条例を含んで整理すべきでないか。

協働推進課主事 解説の表現を改めさせていただきます。

黒川 武委員長 第 22 条の投票資格者と関連するので、合わせて検討することとさせていただきます。

第 22 条について

関戸郁文委員 第 21 条第 2 項第 4 号について、解説に記された合理的理由であるかないかを判断するのは誰なのか。

協働推進課長 執行機関での判断となるかと思います。

関戸郁文委員 それが正しいのか。

木村冬樹委員 今の問題はいろいろな条例にかかってくる。最終的に判断は議論があると思う。執行機関の発言でも外部に聞いてのことと思うが、あいまいでないのか。

黒川 武委員長 最終的に議会の議決が必要である。執行機関は住民が署名を行って、市長に住民投票の実施を請求する。市長は第 4 号に該当するか

らで却下することはできないのでないか。市長は議会に上げるしかない。最終的に議会の議決になるのでないか。何層での執行機関の判断で最終的に議会の判断になるのでないか。かなり重要な部分であるので、第3章を通して考えてはどうか。

木村冬樹委員 第22条の解説第2項第1号について、公職選挙法等とすべきでないか。

第23条について

宮川 隆委員 第6項だけ市長自ら発議して実施できるが、議会を通さずに市長の判断でできるようにした趣旨はどのようなか。

協働推進課長 検討委員会の中では、条文について議員は第3項で市長の同意がなくても住民投票を実施することができる……。

黒川 武委員長 解釈が異なるのでないか。発議できることは議決することを言うことである。決定でない。第3項と第6項では書き方は異なる。第3項の発議することができるのは、議案を議会にかける意味合いに過ぎない。第6項は市長の意思でもってできるということである。素案で言葉を変えている。素案を出す前は、第6項では市長は自ら住民投票の実施を発議することができるようになっていたのではないか。議員の発議と一緒の意味合いであったのが、最終の素案でなぜ変わったのか。

協働推進課主事 発議の受け止め方に勘違いがあり検討委員会で議論されていた流れでは、議会は12分の1の者の賛成を得て住民投票を議会にかけることができると。市長は市長の提案により実施できることができる意味でありました。いろいろな市町の条文を参考に、市長自ら住民投票を発議できますという条文を引用してきましたが、市町によって市長自ら発議できることが、議会に提案する意味を発議とする自治体と発議そのものが実施という解釈をしているところがあります。高浜市に発議の意味を確認したところ議会にかけるわけではなく、住民投票が実施できる解釈であると言われました。議会では住民投票の実施を提案できる条文であって、表現上を問題があるのは第23条の中に発議という表現が2回出ていることで違う意味を持っていることが混乱をきたす原因でないかと思います。検討委員会の中では、あくまでぶれなく議会は12分の1以上の賛成を持って議会に提案して議決し、市長においては、市長の提案で実施できると検討委員会の中での共通認識になっております。わかりにくくなっていますが、齟齬に気づいて条文を差し替えましたので、ご理解いただきたいと思います。最初の質問では第6項でなぜ議会を通さないのかですが、住民投票は市長と議会に対立構図があるときに発生してくるだろうという議論の中で、市

長と議会が対立しているのに市長が住民投票を持ちかけても通るわけがないという市民委員からの率直な意見がありました。議会と対立している構図があるとき、市長に提案権がないとバランスを欠くだろうという検討委員会の意見をもとに結論にさせていただきました。以上が第6項で市長自ら実施できることにさせていただいた経緯です。

黒川 武委員長 次回の委員会で第21条から第23条について、再度検討する。各市町の事例を検討して議論していただきたい。

次回の委員会は、定例会の会期中のため委員会の予備日に開催を考えているが、議会運営員会で協議したい。